

1 提出書類一覧【提出期限： 年 月 日】

提出書類	備考
定期賃貸借契約書 2部	<p>★契約書類等にはよく目を通し、提出期限までに提出して下さい。</p> <p>★部屋番号は3月中旬頃確定となる為ご理解頂き契約をお願いします。</p> <p>★期限日に遅れる場合は必ず電話連絡をお願いします</p> <p>★定期賃貸借契約書は入居日カギ引渡し時に賃貸人押印後各1部返却いたします。</p> <p>★火災保険申込書は鍵引き渡し時にコピーを提出お願いいたします</p>
入居者情報 1部	
定期建物賃貸借契約についての説明 1部	
預金口座振替依頼書 1部	
火災保険申込書コピー 1部	

2 支払方法

	内容	金額	支払期限	支払方法
1	礼金	39,500円	年 月 日	合計額を下記口座へ振込 お願いします <u>*下記注意事項をご覧ください。</u>
	4月分家賃	39,500円		
	合計	79,000円		
2	5月分家賃	39,500円	年 4月27日	

注1) 4月分家賃の支払い期限は 年 月 日とします。

注2) 5月分家賃の支払い期限は 年 4月 27日とします。

注3) お振込の場合は、必ず入居者(学生)氏名でお振込ください。

《振込先》

指定口座：沖縄銀行 ^{なごしてん}名護支店 普通預金

口座名義：株式会社 シャンブルタマキ 代表取締役 玉城 浩孝

口座番号：1694323

3 火災保険(入居者は必ず加入してください)

直接お問合せ・お申込み下さい。

(株)アーネストプレイス 保険の相談ショップ 担当者：安里 様(あさと)

電話番号：098-870-8798

※ サンシャイン名桜の家主玉城の紹介にて申込みの場合は学生プランにて申込み頂けます。

※ 火災保険の申込書コピーは鍵引渡し時に提出願います。

4 その他

(1) 入居日に合わせて各自でお申し込み下さい

電気	沖縄電力(名護営業所)	0120-58-6390
水道	名護市役所(水道課)	0980-52-0786
ガス	沖縄協同ガス	0980-52-3119

(2) 部屋番号は3月中旬までには確定させて頂きます。ご入金頂いた時点でお部屋の確保のみお約束します。部屋番号の指定、希望はできません。ご理解の上契約して下さいますようお願い致します。

定期建物賃貸借契約についての説明

賃貸人：株式会社 シャンブルタマキ

代表取締役 玉城 浩孝 印

下記貸室について定期建物賃貸借契約を締結するに当たり、借地借家法第38条第2項に基づき、次のとおり説明します。

下記貸室の賃貸借契約は、更新がなく、期間の満了により賃貸借は終了します。したがって、期間の満了の日までに、下記貸室を原状回復のうえ、明け渡し頂くこととなりますので、予めご承知おき願います。

記

- | | | |
|---------|-----------------|----|
| 1. 貸室 | サンシャイン名桜 | 号室 |
| 2. 使用目的 | 住居 | |
| 3. 契約期間 | 2021年 4 月 1 日から | |
| | 年 3 月 14 日まで | |

以 上

上記につき賃貸人より借地借家法第38条第2項に基づく説明を受けました。

年 月 日

賃借人

印

定期借家賃貸借契約書

賃貸人 株式会社 シャンブルタマキ を甲とし、賃借人 _____
を乙とし次のとおり定期借地賃貸借契約を締結する。

第1条（賃貸借契約）

甲は乙に次に表示するアパート貸室(以下「貸室」という)を女子大生専用、学生
期間限定の賃貸移住として本契約書記載条件にて乙に賃貸する。

貸室の表示

- ① 貸室の所在地 名護市東江四丁目24番2号
- ② 貸室の表示 サンシャイン名桜 _____階 _____号室

第2条（賃貸借期間）

- 1 この契約の期間は、 年 **4月1日** から 年 **3月14日** までとする。
- 2 この契約は、期間満了と同時に終了するものとするを原則とし、契約延長の
際には新たな契約を締結し署名、捺印を行う。
- 3 甲は契約満了の1年前から6ヶ月前の間に、乙に対し本契約が終了する旨の通知
をするものとする。（1年未満の契約の場合は契約時に通知する）

第3条（賃借料）

- 1 賃借料(共益費含む)は、毎月につき金 **39,500**円とし、毎月分を前月27日
±までに甲の指示する銀行口座へ乙の口座から自動振替するものとする。
- 2 駐車場代は1台を無料とする。駐車場は車、自転車、バイクいずれか1台のみ
とする。
- 3 賃借料の支払い方法については、原則銀行振替とする。但し、甲乙間の合意に
より支払方法を変更することができる。
- 4 法律に定めた事由又は諸物価の高騰等経済情勢の変動、公租公課、その他の
負担の増加あるいは、甲が貸室に改良を加える等の理由により、甲から賃借料等の
増額を申し出た場合は、乙はこれに応ずるものとする。
- 5 乙は、電気、ガス、水道、電話料金その他を負担するものとし、甲の名において
支払う必要のある場合は、甲は乙に対し、賃借料の他にその実費を請求することが
できる。

第4条（礼金の扱い）

- 1 乙は、甲に対し、この契約締結と同時に礼金として**39,500**円を納入する
ものとする。（再契約時は礼金なし）
- 2 退去時の基本的な部屋クリーニング代は家主負担とする
ただし、別途現状回復若しくは修繕が必要な場合には、甲は乙から費用を徴収
することになる。

第5条（使用目的及び転貸等の禁止）

- 1 乙は、貸室を住居の目的として使用し、目的外にこれを使用しない。
- 2 暴力行為若しくはこれに準ずる反社会的行為をなすものを貸室に入居させ、又は使用させてはならない。
- 3 乙は、貸室の全部または一部について、第三者へ転貸譲渡あるいは、乙以外の者を同居もしくは同居に準ずる行為をさせてはならない。

第6条（増改築禁止）

乙は、甲の承諾なくして、貸室の構造の変更、造作加工をしてはならない。もしこれに違反した時は、明渡しの際、乙の費用で原形に復するかあるいは、その施設部分一切を無償で甲に提供するか、もしくは相当額を賠償するかはすべて甲の選択によることとし乙はその決定に従って異議なくこれを履行しなければならない。

第7条（修理費負担）

貸室に対する乙の故意、もしくは過失による破損の修繕費ならびに日常の小修理に属するもので次に掲げるものは乙の負担とする。

- ① 床、カベ、ガラス等の破損、修理
- ② 浴槽等の破損
- ③ 水洗便所に対する不適物投下等による故障の修理
- ④ 水栓、電気スイッチ、ドア取手、その他小修理に属するもの
- ⑤ 設置家具の破損やカビによる張替え及びペンキ塗装
- ⑥ 上記事項に準ずる甲所有物の修理修繕を要するもの

第8条（管理及び入居ルール）

乙は、貸室の使用に関しては、甲又は甲の指定する管理人の注意に従って使用しなければならない。（別途入居規約）なお、乙は、次の事項を特に厳守すること。

- ① アパート共有部分及び貸室内外の清掃、安全に努めること
- ② 動物(ペット類)を飼育しないこと
- ③ 騒音を発する等により、近隣の住居者に迷惑となることをしない
- ④ 室内を不潔にしたり、破損したりしない
- ⑤ 設置家具、室内にカビを防ぐため部屋の換気、掃除をこまめにする
- ⑥ 電気、電話、ガス、水道等設備の変更
- ⑦ 共有部分及び室内禁煙とする。
- ⑧ 植物は置かないこと(観葉植物も含む)。
- ⑨ 乙以外の同居は禁止（家族以外の方へ合鍵を持たせないことを含む）
- ⑩ 提出済みの入居者情報の項目（連絡先等）の変更があった場合の報告義務
- ⑪ 別紙入居者規約、ご入居退去時の注意事項

第9条（契約解除）

- 1 乙が次の各号に該当するときは、甲は乙に催告をすることなくこの契約を解除することができる。乙に対し損害賠償を請求することができる。
 - ① 賃借料の支払いを1月分以上怠った時

- ② 賃借料の支払いをしばしば遅延する、入居ルール、規約違反するなどして、本契約における甲乙間の信頼関係を著しく害すると認められる時
 - ③ 乙が名桜大学生の身分を喪失した時
 - ④ 乙において本件契約書に関して提出した入居情報に対して連絡したにも関わらず、1カ月以上連絡が取れないとき。
 - ⑤ 乙が本契約のいずれかに違反した時
- 2 乙が貸室に残置した、家財道具、その他の物品は甲において売却、消却その他の適当な処分をすることに乙は一切の権利を放棄し、異議申立を述べないこととする。
 - 3 前項の処分をするについての費用は、乙の負担とする。

第10条（期間内解除）

- 1 乙は、療養親の介護等やむを得ない事情以外は期間内解約ができないものとする。但し、期間満了前に本契約を解除しようとする場合は賃貸人に対して契約期間内の家賃を違約金として支払うことにより本契約を即時に解約する事ができる。
- 2 乙が貸室に残置した、家財道具その他の物品は甲において売却、消却、その他の適当な処分をするにつき乙は一切の権利を放棄し異議申立を述べないこととする。
- 3 前項の処分をするについての費用は、乙の負担とする。

第11条（移転料等の不請求）

- 1 乙は貸室明渡しに際し、いかなる名目の金銭及び財産上の請求をしないものとする。
- 2 甲が建物の改築又は大修理の必要上、一時立退きを要求する場合、乙は異議なくこれに応じ、一切その保証を請求しない。

第12条（災害）

- 1 貸室が火災その他の災害等で、大破又は、滅失した時、本契約は催告その他の手続きをしないで当然消滅するものとする。甲の過失による場合を除き、乙は甲に対して一切の賠償の請求をしない。
- 2 乙は入居時、再契約時に火災保険に加入し、保険会社とのやりとりをすることとなる。

第13条（保安点検）

乙は、甲又は甲の指定する管理人が設備点検等で入室を求められた場合、その入室を承諾しなければならない。

第14条（連帯保証人）

- 1 保証人は乙と連帯して本契約の義務履行の責に任ずる事とする。
- 2 乙が本賃貸借契約に違反した場合は、どの様な場合でも、乙及びその保証人に対して甲は直ちに損害賠償の請求することができる。
- 3 乙は、連帯保証人が死亡又は破産した時は、甲に対し即時この旨を通知しなければならない。その場合、甲は、乙に対して連帯保証人の変更を求める事ができる。

第15条(合意管轄)

本契約において訴訟の必要が生じたときは、那覇地方裁判所の管轄する裁判所を

管轄裁判所とする。

第16条（定めのない事項の協議）

本契約書に定めのない事項は甲、乙間において、相手方の権利利益を尊重し協議のうえ決定する。

< 特 約 >

借主乙は、本件契約が、有効に成立するための条件として予め次の金員を支払う。

記

支払合計金額 79,000円

内訳 ① 年度4月分家賃 金39,500円

②礼金（退去時のハウスクリーニング基本料金） 金39,500円

各条項を双方承諾のうえ確実に履行する事を誓約し、本契約書2通を作成し各自署名捺印の上、後日のため、各自1通を保有する。

年 月 日

賃 貸 人 本 店〒905-0021 沖縄県名護市東江四丁目 24 番 2 号.....

商 号株式会社 シャンブルタマキ.....

代 表 者代表取締役 玉 城 浩 孝.....

携 帯 番 号0 9 0 - 9 7 8 8 - 4 7 9 5.....

賃 借 人 住 所

氏 名 印

携 帯 番 号

緊 急 時 電 話 番 号

本契約について入居者の親権者として同意し連帯保証人として合意する。

住 所

氏 名 印

携 帯 番 号

自 宅 番 号

緊 急 時 電 話 番 号

入居者情報

アパート名	部屋番号
サンシャイン名桜	

※入居者記入欄 (学生)

現住所	〒			
	自宅		携帯	
ふりがな		生年月日	H 年 月 日生	
入居者氏名 (学生)		性別	男・女	歳
学科		アルバイト 連絡先		
車 バイク 自転車	駐車場使用	ナンバー	車種	色
	有・無 購入予定			

※保護者記入欄 (御父母)

現住所	〒			
	自宅		携帯	
ふりがな		生年月日	昭和 年 月 日生	
申込者氏名		年収	万円	
勤務先	名称			
	住所	〒		
		TEL		
	業種		役職	
勤続年数		年		

別紙

入居者規約

第1条（総則）

貸主は、借主の共同住宅への入居に際して、入居者の安全で快適な生活と当該物件の建物・敷地及び付属設備等の保全のために、別に定める定期借家賃貸借契約書（以下「建物賃貸借契約」という）に付随して、以下のとおり入居者規約（以下「本規約」という）を定める。

第2条（禁止事項）

借主は、以下に掲げる行為を行ってはならない。

- 一、深夜（午後10時以降）のテレビ・ラジオ・ステレオ及び会話等を大音量で行うこと。
- 二、深夜の帰宅・早朝の外出で、近隣の迷惑となること。
- 三、賭博、マージャン等。
- 四、敷地並びに共用部分、本物件の前面並びに近隣路上に、自転車・バイク・乗用車・雑誌・物置・空きびん・ごみ等を置くこと。
- 五、犬・猫等及び家畜類を飼育すること。
- 六、水洗トイレに、新聞紙・ゴム製品・ナイロン製品等・水洗用トイレットペーパー以外の物を流すこと。また、浄化槽使用のアパートの場合は、浄化槽の機能を失わせる恐れのある塩素系消臭洗浄剤等を使用すること。
- 七、流し・洗面・浴室の排水口に、油・熱湯を流すなど配管の詰まり及び破損の可能性のある行為。
- 八、玄関・トイレ等の床面を水洗いするなど、階下等への漏水の可能性のある行為。
- 九、その他、他の入居者や近隣の迷惑となる行為、および本物件またはその設備に損害を与える可能性のある一切の行為。

第3条（注意事項）

借主は、以下に掲げる事項について留意しなければならない。

- 一、ゴミの分け方・出し方については、家主の指示する場所・分け方等に必ず従うこと。
- 二、通路やベランダ、前面U字溝等は、常にきれいに維持すること。
- 三、時々、窓・押入を開放し通風を行い、長期間の閉鎖によるカビ・結露・害虫の発生の防止に努めること。
- 四、壁・天井、ドア等に、ステッカー・ポスター・フック・画鋲等を貼らないようにすること。
- 五、排水口は常に清掃し、毛髪等を流したり、詰まらせたりしないこと。
- 六、ピアノ・エレクトーン等の楽器の持ち込み。
- 七、台風等の際にはベランダに物は置かない。
- 八、お部屋の玄関前の廊下、ベランダ排水は常にきれいにすること。
- 九、建物賃貸借契約の自己管理責任を認識し、自己の責任をもって建物を管理すること。

第4条 (契約の解除)

貸主は、借主が以下の事項に該当する場合、何らの通知・催告をせず直ちに建物賃貸借契約を解除することができる。

- 一、借主または入居者が、暴力団関係者と判明したとき。
- 二、借主または入居者が、逮捕・拘留等で身柄の拘束を受けたとき。
- 三、借主が、身分その他居住人員などを偽って本契約及び本規約を締結したことが判明した時。

第5条 (修繕及び修理等費用の負担)

本物件またはその付属設備等の修繕及び修理等費用の負担については、以下のとおりとする。

- 一、借主が負担するもの。
 - イ、本鍵を紛失した場合の鍵交換の費用。
 - ロ、備え付けの家具、設備等に関しては、退去の際は現状にもどさなければならず、修復できない損傷がある場合は、その修復に要する費用。
 - ハ、カビ、結露、害虫の発生による修理及び駆除に要する費用。
- 二、床、柱、天井、襖、設備、設置家具、家電用品等、本物件を汚損または破損した場合の修理費用。

(家電は保証対象であれば修理費用なし。)

(設置家具は故意になる破損、カビ以外は修理費用なし)
- ホ、退去時における室内クリーニング費用及び残留物、ゴミ等の処理費用。

第6条 (貸主の立入権)

貸主は下記の場合、室内に立入りの上、適当な処理をとることができる。

- 一、緊急かつ止むを得ない場合。
- 二、法令に基づき官公庁が立入りを認めた場合。
- 三、借主が、正当な理由がなく室内設備機器等の点検の立会いを断った場合。
- 四、一ヶ月以上の音信不通が発生した時。
- 五、室内設備点検時

第7条 (その他の依頼事項)

借主は、以下に掲げる事項についても留意してください。

- 一、駐車場内での事故、トラブル等につきましては各自、自己管理となります。
- 二、入居者同士のトラブル、近隣とのトラブルは極力発生しないよう注意し、発生した場合は当事者同士で解決してください。

定期借家賃貸借契約書

賃貸人 株式会社 シャンブルタマキ を甲とし、賃借人 _____
を乙とし次のとおり定期借地賃貸借契約を締結する。

第1条（賃貸借契約）

甲は乙に次に表示するアパート貸室(以下「貸室」という)を女子大生専用、学生
期間限定の賃貸移住として本契約書記載条件にて乙に賃貸する。

貸室の表示

- ① 貸室の所在地 名護市東江四丁目24番2号
- ② 貸室の表示 サンシャイン名桜 _____階 _____号室

第2条（賃貸借期間）

- 1 この契約の期間は、 年 **4月1日** から 年 **3月14日** までとする。
- 2 この契約は、期間満了と同時に終了するものとするを原則とし、契約延長の
際には新たな契約を締結し署名、捺印を行う。
- 3 甲は契約満了の1年前から6ヶ月前の間に、乙に対し本契約が終了する旨の通知
をするものとする。（1年未満の契約の場合は契約時に通知する）

第3条（賃借料）

- 1 賃借料(共益費含む)は、毎月につき金 **39,500**円とし、毎月分を前月27日
±までに甲の指示する銀行口座へ乙の口座から自動振替するものとする。
- 2 駐車場代は1台を無料とする。駐車場は車、自転車、バイクいずれか1台のみ
とする。
- 3 賃借料の支払い方法については、原則銀行振替とする。但し、甲乙間の合意に
より支払方法を変更することができる。
- 4 法律に定めた事由又は諸物価の高騰等経済情勢の変動、公租公課、その他の
負担の増加あるいは、甲が貸室に改良を加える等の理由により、甲から賃借料等の
増額を申し出た場合は、乙はこれに応ずるものとする。
- 5 乙は、電気、ガス、水道、電話料金その他を負担するものとし、甲の名において
支払う必要のある場合は、甲は乙に対し、賃借料の他にその実費を請求することが
できる。

第4条（礼金の扱い）

- 1 乙は、甲に対し、この契約締結と同時に礼金として**39,500**円を納入する
ものとする。（再契約時は礼金なし）
- 2 退去時の基本的な部屋クリーニング代は家主負担とする
ただし、別途現状回復若しくは修繕が必要な場合には、甲は乙から費用を徴収
することになる。

第5条（使用目的及び転貸等の禁止）

- 1 乙は、貸室を住居の目的として使用し、目的外にこれを使用しない。
- 2 暴力行為若しくはこれに準ずる反社会的行為をなすものを貸室に入居させ、又は使用させてはならない。
- 3 乙は、貸室の全部または一部について、第三者へ転貸譲渡あるいは、乙以外の者を同居もしくは同居に準ずる行為をさせてはならない。

第6条（増改築禁止）

乙は、甲の承諾なくして、貸室の構造の変更、造作加工をしてはならない。もしこれに違反した時は、明渡しの際、乙の費用で原形に復するかあるいは、その施設部分一切を無償で甲に提供するか、もしくは相当額を賠償するかはすべて甲の選択によることとし乙はその決定に従って異議なくこれを履行しなければならない。

第7条（修理費負担）

貸室に対する乙の故意、もしくは過失による破損の修繕費ならびに日常の小修理に属するもので次に掲げるものは乙の負担とする。

- ① 床、カベ、ガラス等の破損、修理
- ② 浴槽等の破損
- ③ 水洗便所に対する不適物投下等による故障の修理
- ④ 水栓、電気スイッチ、ドア取手、その他小修理に属するもの
- ⑤ 設置家具の破損やカビによる張替え及びペンキ塗装
- ⑥ 上記事項に準ずる甲所有物の修理修繕を要するもの

第8条（管理及び入居ルール）

乙は、貸室の使用に関しては、甲又は甲の指定する管理人の注意に従って使用しなければならない。（別途入居規約）なお、乙は、次の事項を特に厳守すること。

- ① アパート共有部分及び貸室内外の清掃、安全に努めること
- ② 動物(ペット類)を飼育しないこと
- ③ 騒音を発する等により、近隣の住居者に迷惑となることをしない
- ④ 室内を不潔にしたり、破損したりしない
- ⑤ 設置家具、室内にカビを防ぐため部屋の換気、掃除をこまめにする
- ⑥ 電気、電話、ガス、水道等設備の変更
- ⑦ 共有部分及び室内禁煙とする。
- ⑧ 植物は置かないこと(観葉植物も含む)。
- ⑨ 乙以外の同居は禁止（家族以外の方へ合鍵を持たせないことを含む）
- ⑩ 提出済みの入居者情報の項目（連絡先等）の変更があった場合の報告義務
- ⑪ 別紙入居者規約、ご入居退去時の注意事項

第9条（契約解除）

- 1 乙が次の各号に該当するときは、甲は乙に催告をすることなくこの契約を解除することができる。乙に対し損害賠償を請求することができる。
 - ① 賃借料の支払いを1月分以上怠った時

- ② 賃借料の支払いをしばしば遅延する、入居ルール、規約違反するなどして、本契約における甲乙間の信頼関係を著しく害すると認められる時
 - ③ 乙が名桜大学生の身分を喪失した時
 - ④ 乙において本件契約書に関して提出した入居情報に対して連絡したにも関わらず、1カ月以上連絡が取れないとき。
 - ⑤ 乙が本契約のいずれかに違反した時
- 2 乙が貸室に残置した、家財道具、その他の物品は甲において売却、消却その他の適当な処分をすることに乙は一切の権利を放棄し、異議申立を述べないこととする。
 - 3 前項の処分をするについての費用は、乙の負担とする。

第10条（期間内解除）

- 1 乙は、療養親の介護等やむを得ない事情以外は期間内解約ができないものとする。但し、期間満了前に本契約を解除しようとする場合は賃貸人に対して契約期間内の家賃を違約金として支払うことにより本契約を即時に解約する事ができる。
- 2 乙が貸室に残置した、家財道具その他の物品は甲において売却、消却、その他の適当な処分をするにつき乙は一切の権利を放棄し異議申立を述べないこととする。
- 3 前項の処分をするについての費用は、乙の負担とする。

第11条（移転料等の不請求）

- 1 乙は貸室明渡しに際し、いかなる名目の金銭及び財産上の請求をしないものとする。
- 2 甲が建物の改築又は大修理の必要上、一時立退きを要求する場合、乙は異議なくこれに応じ、一切その保証を請求しない。

第12条（災害）

- 1 貸室が火災その他の災害等で、大破又は、滅失した時、本契約は催告その他の手続きをしないで当然消滅するものとする。甲の過失による場合を除き、乙は甲に対して一切の賠償の請求をしない。
- 2 乙は入居時、再契約時に火災保険に加入し、保険会社とのやりとりをすることとなる。

第13条（保安点検）

乙は、甲又は甲の指定する管理人が設備点検等で入室を求められた場合、その入室を承諾しなければならない。

第14条（連帯保証人）

- 1 保証人は乙と連帯して本契約の義務履行の責に任ずる事とする。
- 2 乙が本賃貸借契約に違反した場合は、どの様な場合でも、乙及びその保証人に対して甲は直ちに損害賠償の請求することができる。
- 3 乙は、連帯保証人が死亡又は破産した時は、甲に対し即時この旨を通知しなければならない。その場合、甲は、乙に対して連帯保証人の変更を求める事ができる。

第15条(合意管轄)

本契約において訴訟の必要が生じたときは、那覇地方裁判所の管轄する裁判所を

管轄裁判所とする。

第16条（定めのない事項の協議）

本契約書に定めのない事項は甲、乙間において、相手方の権利利益を尊重し協議のうえ決定する。

< 特 約 >

借主乙は、本件契約が、有効に成立するための条件として予め次の金員を支払う。

記

支払合計金額 79,000円

内訳 ① 年度4月分家賃 金39,500円

②礼金（退去時のハウスクリーニング基本料金） 金39,500円

各条項を双方承諾のうえ確実に履行する事を誓約し、本契約書2通を作成し各自署名捺印の上、後日のため、各自1通を保有する。

年 月 日

賃 貸 人 本 店〒905-0021 沖縄県名護市東江四丁目 24 番 2 号.....

商 号株式会社 シャンブルタマキ.....

代 表 者代表取締役 玉 城 浩 孝.....

携 帯 番 号0 9 0 - 9 7 8 8 - 4 7 9 5.....

賃 借 人 住 所

氏 名 印

携 帯 番 号

緊 急 時 電 話 番 号

本契約について入居者の親権者として同意し連帯保証人として合意する。

住 所

氏 名 印

携 帯 番 号

自 宅 番 号

緊 急 時 電 話 番 号